

第7回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

- 1 市民講座「ひろしまの裁判所の日」見学
平成18年7月21日（金）午後1時30分～午後3時30分
- 2 委員会
同日午後4時～午後5時10分

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

飯岡久美, 清川育男 (第1の1のみ出席), 河野征夫, 佐藤道恵, 鈴木敏之,
辻秀策, 福島義文, 前田康治 (第1の2のみ出席)

[説明者]

西村事務局長, 高森首席家庭裁判所調査官, 牛尾家事首席書記官,
木村少年首席書記官, 大佐古次席家庭裁判所調査官

[事務担当者]

岡総務課長, 宇野総務課課長補佐, 坂本庶務係長

第4 議事

- 1 委員長開会あいさつ
- 2 委員異動報告
 - (1) 平成18年4月18日付け退任
北村隆
 - (2) 同日付け新任
前田康治
 - (3) 同月21日付け再任
佐藤道恵
 - (4) 同年7月12日付け退任
田尾登美子
 - (5) 同日付け新任
吉岡恭子
- 3 委員あいさつ, 自己紹介 (前田委員)

4 議事

- (1) 意見交換

[委員長]

本日1時30分から行われた市民講座「ひろしまの裁判所の日」を御見学いただいたが、講座の内容や講座で上映した少年事件に関するビデオについて、率直な感想を聞かせていただき、裁判所として、取り入れるべきこと、あるいは改善すべきことを伺いたい。

[委員]

最後に裁判官が言渡しを行う場面で、裁判官が毅然と話す部分と諭すように話す部分があり、少年事件を取り扱う方々の微妙な兼ね合いの中で御苦勞されている姿を象徴するようであった。

[委員長]

少年事件は、非公開で行われる手続であるため、報道関係の方であっても、その内容は想像するしかないわけであるが、ビデオの内容は、一つの典型例であると言える。

[委員]

ビデオはよくできていたと思う。是非一般の方にも見ていただきたい。

[説明者]

昨年5月の同行事でもご覧いただいている。

[委員]

非常に感銘力があつた。

[委員]

スムーズに流れすぎている感もあり、具体的には、ケースバイケースであり、そうは行かないであろうという感じもした。

[委員長]

ビデオは、平成13年4月から施行された少年法改正の内容を盛り込んだものであるが、そのような点について、お気付きの点があれば、お教えいただきたい。

[委員]

実際の事案を取り上げたものか。それともフィクションか。

[委員長]

フィクションであろうと思われるが、当職の経験からも、様々に捨象はされているが、実際にあのような事案があってもおかしくない内容である。

ビデオの中で「試験観察」という文言が用いられているが、初めて耳にされた方も多かったのではなからうか。

[委員]

ビデオ上映後、家裁調査官の方から、発達障害に関する話を伺い、日常的に接しているわけでもなく、言葉だけで理解するのはやや軽すぎるのかもしれないが、そういうものかと思った。

[説明者]

ビデオ上映後の質問の中で、動機が分かりにくい事件が増えているという話から、その中の幾らかの部分でそういう子供達が占めているという説明がなされた。

若干補足すると、軽度の場合には、親としては認めたくないもので、学校の先生や専門医の指導を受ける機会がなく、事件になって初めて認識し、真剣に取り組むことも多い。

[委員]

昔はそのような概念はなかったように思うが。

[説明者]

昔からあつたが、よく分からずに調査等を行ってきた。精神医学が発達し、動機がよく分からない事件については、そういう子供がいるということで、発達障害という

言葉が脚光を浴びてきている。

[委員]

よく分からないものについては、すべて発達障害とされているのか。

[説明者]

分からないものはすべて発達障害ということではないので、見極めが非常に難しい。

[委員長]

他に本日の市民講座に関連して御意見はないか。

[委員]

もう少したくさんの方に参加していただければよかったが、残念である。

[説明者]

30人枠で準備し、新聞広告等も行ったが、一般の方5人、家裁委員5人の参加に止まった。

ちなみに、前回の参加者は、28人であった。

[委員長]

「ひろしまの裁判所の日」は、高地裁でも動員数が頭打ちのようであり、ある意味、やむを得ないのかもしれないが、今後とも、より多くの方に御参加いただけるよう努力を続けたい。

家裁委員会や地裁委員会は、「ひろしまの裁判所の日」と同様に、裁判所外の方の視点や感覚を裁判所の運営や取組に反映させるという趣旨を持つものであるところ、参加している委員の方の数も若干少なくなっていることに加え、家裁委員会で取り上げるべきテーマも、委員の方から御提出いただけない状態にあり、やや寂しい思いがする。

[委員]

少年の更生ということは、非常に大事な問題であると思うが。

[委員長]

少年の更生という点については、裁判所も積極的に取り組んでいるので、少し御説明したい。

[説明者]

「ひろしまの裁判所の日」の中では、担当の家裁調査官から、家裁調査官の職務は、審判に向けた資料収集であるとお話しさせていただいたが、審判の目的は少年の健全育成にあり、調査の中でもそのような取組を行っている。例えば、保護者とも話合った上、少年に家庭内奉仕を誓約させ、その結果を見たりしている。

また、調査方法についても、カウンセリングや面接技法を取り入れたりしているが、非公開の手続ということもあり、それが外部に公表されることはなかった。

昨今は、世論の後押しもあって、社会奉仕やボランティアのあっせん、また、面接室以外での被害者への働き掛けの一つとして、万引きは犯罪ではないと考えているような少年に対し、被害者である店舗に2か月に1度御協力をいただき、保護者同伴でグループワークを行うなど、可視的なものを取り入れている。

[委員長]

委員の中には長らく補導委託をお引き受けいただいている方もおられるが、一昔前

と比較して、少年に変化は見られるか。

[委員]

「ひろしまの裁判所の日」の中で、家裁調査官の方も説明しておられたが、社会変化を見ながら考えなければならない問題であり、昔であれば、しつけが悪いという話も、精神科学的に考える必要がある。

また、同じく裁判官も感想を述べられていたが、実際に生活を共にすると、少年達は、みな「いい子」であり、この点は変わっていない。社会が複雑化していることを教えていく必要がある。

[委員長]

少年への接し方に共通項はあるのか。

[委員]

最近では、事情の複雑な家庭の少年が多く、明らかに環境が悪い場合も多いが、相対的に言うと、子供が自信を取り戻すことはそう難しいことではない。

朝早く起き、食事を取り、仕事をし、自室に戻って掃除、洗濯をさせることにより、衣食住の偏りをただし、精神的安定を取り戻させている。服装にしても、少年らは、奇抜なのではなく、基準がないだけである。一つずつ自覚させていくことにより、普通の社会人に戻ったときに自信が持てるようである。

[委員長]

ビデオでは、試験観察の期間は4か月という設定であったが。

[説明者]

昔は6か月が一般的であったが、最近では短縮化傾向にあり、三、四か月が多い。

[委員]

昔は、1年近くというものもあり、一緒になって悩みを乗り越えてきた。今は、一定期間我慢しているという状態の少年をそのままみすみす手放していると感じることもある。むしろ、試験観察中にトラブルがあつて、もう少し長く観察を続けるくらいの方があつてよいと感じることもあつた。

土壇場で逃げ出す少年もおり、個々の少年に合わせて考える必要がある。

[委員]

勝ち組、負け組と言われるが、少年に希望が見えなくなっているのではないかと。また、働く喜びもなく、生きていてもおもしろくないというところもあるのではないかと。

[委員]

自信を取り戻した少年の中には、学校へ行きたいと言い出す者もいる。もちろん例外もあるが、格差社会と言われる現在、それはほとんど成功しないのが実情である。高校生だけでなく、中学生に対する企業実習も始まってはいるが、就労意欲が少なくなっていると感じる。

[委員]

10年前と比較して、インターネット等のメディアが発達し、劣悪なサイトや出会い系等のネットにはまりこんで、現実との区別ができなくなっていると感じている。

[委員長]

裁判所としても、少しでも社会の問題を取り込み、それを反映させていく審判の難しさがある。

[委員]

最近の少年はほめられた経験があまりないので、審判において一度はほめるようにしている。

他方、「今回のことで誰が一番困ったと思うか。」と尋ねても、「親」と答えるだけで、被害者の存在に気付かない少年も多い。そうした場合には、被害者の調書を読み聞かせるなどして、罪の重さを認識させつつ、処分とのバランスを図るようにしている。

[委員]

成人事件でも20歳や21歳くらいの被告人を取り扱ってみると、精神的成長があまりなされていないような気がする。他人がどう感じるか、自分がどう感じるかが分かっていない。また、考えていないのか、伝えられていないだけなのかも分からない。家裁調査官の方もビデオのように簡単にはいかないのではないか。

家庭裁判所は、たくさんのケースを見ているのであり、家裁調査官が、初対面から始まって、少年から話を聴く聴き方など、保護者に対して、アドバイスや情報発信してもよいのではないか。

[委員]

最近の少年は、自らが汗を流して経験していないことを、いわばバーチャルな世界であたかも知ったような気になっているのではなからうか。それゆえ、人の痛みも共有していない。また、生活の中で言葉を大事にしておらず、他人に無関心である。様々な要素があるのであろうが、伝え合うということを取り戻さないと、社会は良くなっていかないし、理解しがたいような事件はなくならないと思う。

[委員長]

言葉によって初めて被害者の気持ちが分かるということもある。

[委員]

言葉の軽い時代になっていることは感じる。

[委員]

少年が、親に自分の方を向いてほしいと考えて事件を起こす場合もある。親子関係がうまくいっていない場合に、裁判所は何かしてくれるのか。

[説明者]

審判期日が一、二回の在宅事件で、後に收拾の付けられなくなるおそれもあるような場合には、事件解決を越える部分について、関係機関を紹介するなどせざるを得ない場合もある。

もっとも、試験観察となるような事件のように、少年との信頼関係の構築が可能な時間的余裕のある事件では、様々な取組を行っている。

[委員]

裁判所にお任せという親もいるのか。

[説明者]

面会に来ない親もいる。そういう場合には、少年が初めて鑑別所に入って涙を流し

ているので、顔だけでも見せてやってほしいというところから始まる事件もある。

[説明者]

家庭が大きく変わった。家族の心の通い合いはなく情緒的に貧困であり、どう少年に関わってよいのか分からない親が多い。そこで、非行少年の親を集めて保護者会を開き、少年とどのように関わっていくべきかをロールプレイングしたりしている。

また、試験観察中に親子関係の調整を行ったり、補導委託先へ委託して少年に内省を求めつつ、親との関係を見直させた上、ロールレタリング（親の立場に立って手紙を書かせる。）といった手法も取り入れている。

家庭裁判所としては、再犯防止に向けて、様々な取組を行っている。

(2) 次回の予定等

ア テーマ

[委員長]

少年事件の関係で、活発な議論がされたこともあって、今回は、家裁委員の方々に保護的措置として行われる親子教室を見学していただいた上で、更に議論を深めていくということにしてはどうか。

[各委員]

(異議なし)

イ 期日等

[委員長]

11月及び12月に関係機関との協議会等が行われる予定であり、そこでの議論の内容を御紹介できることや、親子教室の開催予定等を踏まえて平成19年2月8日午後3時30分とする。

委員の方々には、午後1時30分ころから始まる親子教室を御見学いただいた上、家裁委員会に御参加いただきたい。

以 上